

京都市京北農林業振興センター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第119号

京都市京北農林業振興センター規則の一部を改正する規則

京都市京北農林業振興センター規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「センターに」の右に「担当課長又は」を加え、同条に次の1項を加える。

3 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第2項を削り、同条第3項中「係長」を「担当課長及び係長」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 所長補佐は、所長が定める事務について所長を補佐する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐又は係長がその職務を代理する。

第6条中「産業観光局長は、」の右に「担当課長及び」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)